施設内療養時の対応の手引き

<目次>					
1	感染予防策(防護具の着用、はずし方)	2			
2	ゾーニングと個室への避難	4			
3	職員の確保と業務内容の調整	6			
4	物資確保	7			
5	入所者の健康管理	8			
6	医療提供	9			
7	標準予防策を踏まえたケア	10			
8	衛生管理	11			

感染予防策(防護具の着用、はずし方)

- 感染の危険から守るためには、個人防護具を適切なタイミングで着用し、正しい方法で外すことが 重要です。
 - ▶ 場面や接触の度合いに応じて個人防護具を選択
 - ▶ 施設内療養者のケアにあたっては、ガウン・使い捨てエプロンや手袋、ゴーグル(又はフェイス) シールド) などを着用
 - ▶ 咳込みの多い利用者など髪の毛も汚染される可能性がある場合はキャップも使用
 - ▶ 可能であれば、入所者にもマスクを着用してもらう

マスクの着脱法

★マスクの裏表が包装紙に明記されている場合は、

マスクの隙間から 空気がもれないよ う鼻と口を覆うよう に着用しましょう



マスクにはウイルス等 がついている可能性 があるため、紐をもっ てそっと外しましょう



ガウンのはずし方

手袋をはずします。



外側の面に触れな いようしてそっと外し ましょう

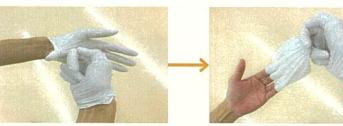


外側の面が内側に なるようにしてたたん で捨てます。



手袋のはずし方

- 手袋の外側を引っ張り上げ、 片方の手袋を脱ぎます



- そのまま、手や腕に触 れないように脱ぎます
 - 脱いだ手袋は、もう 片方の手で握ります
- 手袋を脱いだ手で、もう片方の手袋 の内側を持ち上げます。外側の汚れ た部分に触れないよう注意します



汚れた側が内側になる ように、外します





状況に応じて、適切に選択し、組み合わせて使用します。





2 ゾーニングと個室への避難

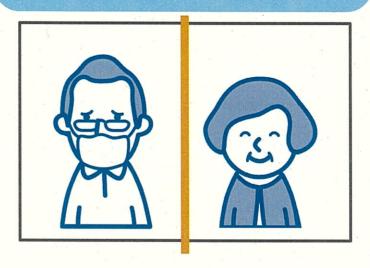
- 保健所や感染症対策の専門家等の指示に従い、感染の疑いのある利用者を個室に隔離します。
- また、個室が十分にない場合には、感染の可能性のある人たちを移動させるのではなく、その場から動かさずにエリア全体を感染のリスクがあるゾーンとみなして対応します。
- 職員の勤務状態を確認し、「感染している可能性がある」と考える範囲を検討します

個室へ避難



- 感染が疑われる利用者を個室に隔離
- 感染している可能性があると考える範囲を検討
- 個室に隔離した利用者には、個室・エリアを出ないようにしてもらう

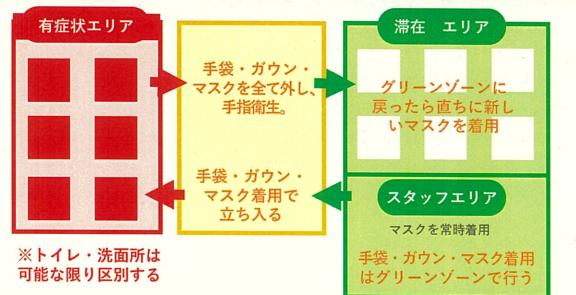
ゾーニング(区域を分ける)



- 3つの区域に分ける
- ■ウイルスが存在する区域(レッドゾーン)
- ■防護具を脱ぐ場所、ウイルスが存在する可能性がある区域(イエローゾーン)
- ■ウイルスが存在しない区域(グリーンゾーン)

感染発生時のゾーニングの例





3 職員の確保と業務内容の調整

- 感染者や濃厚接触者となること等により職員の不足が見込まれます。施設内の勤務調整や応援職員 の要請により人員確保を行いましょう。
- また、業務の重要度に応じて分類し、感染者、濃厚接触者の人数、出勤可能な職員数の動向等を踏まえ、提供可能なサービス、ケアの優先順位を検討し、業務の絞り込みや業務手順の変更を行います。
- 業務が回らなくなってからではなく、職員の不足が見込まれる場合は、早めに対応することが重要です。



施設内の勤務調整

- ●レッドゾーンとその他のエリア を交差しない
- ●固定した職員で対応することが望ましい



法人内での人員確保

●「して欲しい業務」、



都道府県へ応援職員の依頼

「説明すべきこと」を決めておく

<参考:優先業務の考え方の例>

優先順位の基準	生命を守るため必要最低限		ほほ通常、一部減少・休止	
		減少・休止		
食事介助	必要な方に介助	必要な方に介助	必要な方に介助	
排せつ介助	必要な方に介助	必要な方に介助	必要な方に介助	
入浴介助	清拭	一部清拭	一部清拭	ほほ通常
機能訓練等	休止	必要最低限	必要最低限	
医療的ケア				
洗濯		必要最低限	必要最低限	
シーツ交換	汚れた場合	順次、部分的に交換	順次、部分的に交換	

4 物資の確保

- 感染症対策に使用する物品は「いざ」という時、ないと困ります。そのため、日頃から在庫管理を しておきましょう。
- 感染者や濃厚接触者の人数から今後の個人防護具や消毒等の必要量の見通しをたて、物資の確保を 図ります。
- 感染拡大により在庫量が減るスピードが速くなることや、依頼してから届くまでに時間がかかる場合があることを考慮して、適時・適切に調達を依頼することが必要です。
- また、不足が見込まれる場合は、長崎市(介護保険課)に相談しましょう。(感染者発生時)



5 入所者の健康管理

- 健康管理の方法や、症状に変化があった場合等の相談先を含めた連絡・報告フロー等の対応方針を 都道府県等に予め相談・確認しておき、同方針にしたがって、対応します。
- 感染している入所者については、特に健康の状態や変化の有無等に留意が必要です。
- 保健所等の指示に従い、例えば、適時の検温、呼吸状態及び症状の変化の確認、パルスオキシメーター等も使用した状態の確認、状況に応じた必要な検査の実施等を行います。
- 症状や状態に変化があった場合には、事前確認した方針に従い、速やかに医師、保健所等に相談しましょう。
- 他の入所者についても、検温や状態の変化の確認を行うほか、少しでも咳や呼吸が苦しくなるなど の症状が出た場合には、速やかに医師、保健所等と相談しましょう。

健康状態の 異常を発見した場合

速やかに、医師等に報告









新型コロナウイルス感染症の患者は、状態が急変する可能性が あることに十分留意しましょう

利用者の健康状態の記録(書式例)

部屋		発熱 (体温)	(競)	呼吸状態	酸素飽和度	腹痛		躙 痛 鼻水	発疹	味覚 嗅 覚 の有無		その他	備考
	120		-										
		-											77
				新規	発生がな	いこと	を確	認する	まで、	利用者的	全員の健康	観察	8

6 医療提供

- 医師の指示に従い、状態に応じて必要な医療を提供します。そのために、医療に係る人員体制を確保します。施設内、法人内で体制を整えることが難しい場合は、都道府県(医療担当部局等)等へ派遣を要請しましょう。
 - ▶ 医師:必要時に診療・健康相談が可能な体制
 - > 看護師:適時の健康管理、状態の変化確認が可能な体制
- 都道府県等に、症状や状態に変化があった場合の相談・対応方針や医療機関へ移送が必要となった 場合の移送手段、受入医療機関の候補等を事前に確認しておきましょう。

(参考)

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)療の手引き第4.2版

新型コロナウイルス感染症 COVID-19

診療の手引き 第4.2版

- 1 病原体・疫学 5 病原体/伝播様式/国内発生状況
- 2 臨床像 9 職床像/画像所見/重症化のリスク因子/合併症/症状の選延/妊婦例の特徴/
- 3 症例定義・診断・届出 20 症例定義/病原体診断/血清診断/インフルエンザとの義別/届出
- 4 重症度分類とマネジメント 29 重症度分類/軽症/中等症/重症
- 5 薬物療法 37 日本国内で承認されている医薬品/日本国内で入手できる薬剤の適応外使用
- 6 院内感染対策 45 個人防護具/換気/環境整備/廃棄物/患者寝具類の洗濯/食器の取り扱い/死後のケア/ 職員の健康管理/非常事態における N95 マスクの例外的取扱い/非常事態におけるサー ジカルマスク、長袖ガウン、ゴーグルおよびフェイスシールドの例外的取扱い/妊婦および新生児への対応
- 7 退院基準・解除基準 53 ^{退院基準/宿泊療養等の解除基準/生活指導}

感染者が発生した場合には、「感染制御・業務継続支援チーム」(※)が支援を行い、必要に応じて専門家やDMAT・DPAT等の医療チーム等を迅速に派遣(※全ての都道府県に設置)

《感染制御・業務継続支援チーム》

- 施設等で感染が発生した際の迅速な<u>感染管理</u>… ゾーニング、検体採取、PPEの着脱方法等
- 施設における本部の運営等の**マネジメント支援**
- ○情報管理の支援
- 関係機関、地域とのコミュニケーション支援
- 施設機能の維持のための支援
- 医療従事者等の確保に係る調整、メンタルヘルスケア
- PPE等の物資の在庫管理·確保
- 新規感染者の搬送・入院調整や、病状変化等に応じた転院調整

7 標準予防策を踏まえたケア

- マスク、ガウン、フェイスシールド等の個人防護具を着用してケアを行います。
- ケアの前後には、必ず手洗い、手指消毒を行います。
- ケアで出たオムツ等などの廃棄物は個別にビニール袋に入れ感染防止対策を講じて処理します。









<参考>

●介護職員等のための感染対策動画「そうだったのか!感染対策」 厚生労働省you tube MHLWチャンネル

https://www.youtube.com/playlist?list=PLMG33RKISnWj_HIGPFEBEiyWloHZGHxCc



●介護サービスにおける感染症対策力向上のための研修 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi kaigo/kaigo_koureisha/kansentaisaku_00001.html



⑩厚生労働省ホーム >政策について >分野別の政策一覧 >福祉・介護 >介護・高齢者福祉>介護保険サービス従事者向けの感染対策に関する研修

8 衛生管理①

- 施設内の環境整備の基本は、日常的な整理整頓と清掃です。清掃前と清掃後は、必ず手洗いをおこない、清掃中は、必要に応じて、手袋、マスク、ガウンを着用し、窓を開けるなどして換気を行います。
- 共用部分の多くの人の手が触れるテーブルや椅子、手すりやドアノブなどは、特に丁寧に清掃しましょう。



<特に丁寧に清掃を行う必要のある場所>



8 衛生管理②

- 床などに血液などの体液、嘔吐物、排泄物等が付着した場合、手袋を着用して取り除いた後に、次 亜塩素酸ナトリウム液等で消毒をして、湿式清掃し、乾燥させます。
- 特に吐物の場合は注意が必要です。目に見える範囲より広範囲に汚れているので、十分回りから掃除する必要があります。



- 1. マスク、手袋、ガウンを着用して取り除く ペーパータオルや使い捨ての雑巾で、外側から内側に向けて静かに拭き取る。 一度拭き取ったペーパータオルはビニール袋に捨てる。
- 2. 消毒用エタノールや汚染物に応じた適切な濃度の次亜塩素酸ナトリウム液等で消毒をする
- 3. 湿式清掃し、乾燥させる
- 4. 使用したペーパータオルなどが入ったビニール袋は、密閉して廃棄する

設備や物品に付着したウイルスの消毒方法





